

議案第39号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和3年6月3日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小金井市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

小金井市個人情報保護条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(決定後の手続)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報に関する訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(決定後の手続)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報に関する訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報情報の利用並びに法第19条第11号に基づく特定個人情報情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報情報の利用並びに法第19条第10号に基づく特定個人情報情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>